

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

民法改正後の相続税 10月からの軽減税率適用対策セミナー

民法改正後の相続税と軽減税率対策セミナーを下記の通り開催致しますので是非ご参加下さい。法律は法律を学んだ者に味方します。知らなかったが所以に人生を損することにならないためにも知っておきましょう。

【民法改正後の相続税・軽減税率セミナー】

講演：第1部 民法改正後の相続税について

第2部 軽減税率対策セミナー（今年最後のセミナーです）

日時：令和元年9月25日

PM1:30~4:30（受付PM1:00より）

場所：未来税務会計事務所3F会議室

講師：税理士 西田尚史 片平和代



最高裁が初判断

相続放棄「債務認知から3カ月」

親族の借金、知らぬ間に引き継ぎ

（税理士新聞2019年（令和元年）8月25日号第1638号より）

死亡した父が親族の借金を引き継いでいたことを3年後に知った子が、相続債務を放棄できるかが問われた裁判で、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）は8月9日、債務があることを知った日から3カ月以内であれば放棄できるとして、子の主張を全面的に認める判決を下した。民法の規定では、相続放棄するかはどうかは、相続の発生を知った日から3カ月以内の「熟慮期間」に決めなければならないと規定されているが、これまでは親族の債務に関する子の認識にかかわらず、親の死亡時を熟慮期間の起点とする法解釈が通説だった。

今回のケースでは、原告女性の伯父が借金を持ったまま2012年6月に死亡し、伯父の子らが相続放棄したために、同9月に原告女性の父親が相続人となった。その後、相続放棄するかを決めないうちに10月に父親も死亡し、子である原告女性が相続人となった経緯がある。原告女性は伯父やその家族とまったく付き合いがな

かったため、借金のことを知らず、父親の財産を相続。そこから3年が経過し、15年11月に債権回収会社から不動産を差し押さえて競売にかかる旨の連絡を受け取って初めて債務の存在を把握したという。

原告女性は3カ月以内の16年2月に相続放棄を申し立て、競売の強制執行をしないよう求めて提訴。債権会社側は相続から3年を経過しての放棄は無効と主張したが、一審、二審ともに相続放棄を有効と認め、債権会社側が上告していた。

最高裁は、「親族の債務も相続していたことを知らないまま熟慮期間が始まるのは、相続財産を引き受けるか放棄するかを選ぶ機会を保障する民法の趣旨に反する」と指摘した。その上で、相続放棄の熟慮期間である3カ月の起点は、「相続の事実を知った時」ではなく「借金を含む「債務の存在を知った時」とする初判断を示した。

消費税増税の準備はお済みでしょうか？

令和元年10月1日より消費税の税率が10%に上げられると同時に、軽減税率制度が始まります。再度ご確認ください。

【1】区分記載請求書

令和元年（2019年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までの間は、今までの「請求書等保存方式」を維持しつつ、区分経理に対応するための措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

「区分記載請求書」

（イメージ）

（追記事項は2項目）

『区分記載請求書』の記載事項

発行者の氏名又は名称

取引年月日

取引の内容

受領者の氏名又は名称

※追記①軽減税率の対象品目である旨

※追記②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、売り手と買い手の双方が、何が軽減税率適用対象の商品かわかるのであれば、「※」印等を付す方法以外にも、例えば、適用税率ごとに請求書を分け、それぞれの請求書に税率を明記する方法なども認められます。

請求書	
〇〇御中	
◎年□月分 21,800円（税込）	
□月1日	牛肉 2kg ※ 5,400円
□月8日	割りばし 4組 5,500円
合計 21,800円	
(10%対象 11,000円)	
(8%対象 10,800円)	
△△(株)	
「※」は軽減税率対象であることを示します。	

②新たに追加された2項目の記載がない請求書を受け取った場合、受領者は取引の事実に基づいて請求書に追記することができます。

③免税事業者も「区分記載請求書」を交付することができます。
（政府広報オンラインより抜粋）

【2】帳簿への記載事項

現在の帳簿等保存方式	区分記載請求書等保存方式
①相手方の氏名又は名称	左記①～④にプラスして
②年月日	⑤軽減税率対象項目である
③仕入資産又は役務の内容	こと
④支払い額	

課税仕入れの資産または役務の内容に加えて、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡の場合は、資産の内容と軽減対象資産の譲渡であることを明記する。

総勘定元帳（仕入れ） 株式会社〇〇				
XX 年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

総勘定元帳（売上げ） 株式会社△△				
XX 年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

（消費税・軽減税率がよくわかる情報ポータルサイトより抜粋）

第28回西親会ゴルフコンペを開催します！

味覚の秋・スポーツの秋・そして、ゴルフの秋が近づきました。さて、恒例の西親会のゴルフコンペを、下記の予定で開催致します。皆様ぜひ奮ってご参加ください。

日時 令和元年10月11日（金）

午前8:00 現地集合 スタート8:45～

場所 肥後サンバレーカントリークラブ

（熊本県阿蘇郡西原村大字鳥 3415 TEL096(293)7111）

会費 **無料 ※但し、飛び賞でのご提供とさせていただきます。**

（プレー代 キャディ付9,100円 セルフ6,900円

食事代別 ロッカー付）

競技方法 ダブルペリア方式

※詳しくは別紙にて

※自社商品等協賛頂ける企業様がございましたら、宜しく願い申し上げます。お電話でも受け付けております。TEL 096(368)2030



ブロック塀等の撤去費用を補助します！

ブロック塀の安全性を確保するため、危険なブロック塀等を撤去する方に対して費用の補助が行われます。

平成28年熊本地震や平成30年6月の大阪府北部の地震などでは、多くのブロック塀等が倒壊し死傷者がでました。ブロック塀等は、プライバシーの確保や防犯等の役割を担っていますが、地震時に人命を脅かす凶器となる可能性があるとともに、避難や緊急車両の通行の障害にもなりかねません。ブロック塀等には法律で定められた基準があり、その安全性の確保は所有者の責任です。この機会にぜひ安全性を見直してみたいはいかがでしょうか？

熊本市の場合

対象工事	ブロック塀等を 全撤去 、または道路・公園等からの高さを 40cm以下 にする工事
補助額	1敷地あたり次の①～③のうち、 いずれか低い額 ①20万円 ②撤去するブロック塀等の長さに12,000円/ｍを乗じて得た額 ③撤去工事の見積額(消費税等を除く)
受付	平成31年4月11日(木)～令和2年1月15日(水)

熊本市以外の地域においても、熊本県の各地域において補助制度が存在します。(別紙参照) また、現在は制度のない市町村においても、検討中であり、補助が開始され次第随時更新が行われます。

熊本県におけるブロック塀等の補助制度創設状況(一部抜粋)

	ブロック塀等撤去		ブロック塀等新設	
	補助対象上限額	補助率	補助対象上限額	補助率
八代市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	—	—
人吉市	15万円	2/3	15万円	2/3
玉名市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	—	—
天草市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	10万円又は1.5万円/㎡のいずれか低い方	1/2
山鹿市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	2/3	20万円又は1.5万円/㎡のいずれか低い方	2/3
菊池市	30万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	2/3	—	—
宇城市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	—	—
阿蘇市	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	—	—
益城町	20万円又は1.2万円/㎡のいずれか低い方	10/10	15万円又は1.5万円/㎡のいずれか低い方	1/2

また、「くまもと緑・景観協働機構」では、危険と判断されるブロック塀を撤去後、その箇所を緑化する場合に、必要な経費の一部を助成する事業があります。(生垣等設置奨励補助金制度)

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

原則として工事を行う前に申請が必要ですが、平成30年7月5日～平成31年2月4日までの間に実施したものについては、遡って補助を受けられる場合があります。

危険ブロック塀等を撤去・新設する際の補助の窓口は市町村となります。

詳しくは担当者までお問い合わせください。

毎週水曜日無料相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日 時：令和元年9月18日(水)

10：00～16：00の中での1時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。※詳しくは別紙にて

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜日は無料相談日



ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。

※先着制

日時：令和元年9月21日(土)

場所：未来税務会計事務所3階会議室

時間：①10：00～11：00 ②14：00～15：00

メールでの申込となりますのでご注意ください！！

申込先：mirai2030-ide@memoad.jp 担当：出(イデ)



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

令和元年9月1日発行 第418号(207号)

企業シリーズ269



今回は、奥木之内農園さまのご紹介です。熊本地震で多大な被害に遭われ現在は、はな阿蘇美にて営業されています。今年に入り、立野での加工場・イチゴ狩りハウスの完成と復興への道を着実に前進されています。今年の冬より立野でのイチゴ狩りオープンも楽しみです☆



製造販売されている手作りイチゴジャムは基より、新製品の晩・デコジャムはANA国際線ファーストクラスに採用されました！果肉の残るファーストクラスの味をぜひご賞味下さい。☆☆☆また、BBQガーデンでは100人まで対応可能、雨天時もOK、おひとり様3,850円(税込)ソフトドリンク付き

はな阿蘇美 阿蘇市小里 781 TEL0967-23-6262

(物産館・レストラン・イチゴ狩り・バラ園・BBQ)

奥木之内農園 南阿蘇村立野 203-1

(加工場・イチゴ狩り・農園)



はな阿蘇美

検索

大自然の中で
快適な BBQ を楽し
みましょう 😊

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

配偶者に有利な制度→知って得する民法改正